

○総務省告示第八十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（以下「改正後告示」という。）第一号11(10)は令和二年度分の固定資産税から、改正後告示第一号3(116)及び第二号4(4)は令和五年度分の固定資産税から、改正後告示第二号5(13)は令和六年度分の固定資産税からそれぞれ適用する。

令和七年三月二十四日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 略]</p> <p>3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産</p> <p style="text-align: center;">所 有 者</p> <p>[(1)～(15) 略]</p> <p><u>(16)</u> 石狩グリーンエナジー株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に限る。） 同</p> <p><u>(17)</u>～<u>(39)</u> [略]</p> <p><u>(40)</u> ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社（JRE能代三種太陽光発電所に係るものに限る。） 同</p> <p><u>(41)</u>～<u>(57)</u> [略]</p> <p><u>(58)</u> 東北エコパワーステーション合同会社（福島県内の二以上の市町村にわたって所在する発電設備に係るものに限る。） 同</p> <p><u>(59)</u> 東京発電株式会社（里川発電所及び石岡第一発電所に係るものに限る。） 茨城県知事</p> <p><u>(60)</u>・<u>(61)</u> [略]</p> <p><u>(62)</u> ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 同</p> <p><u>(63)</u>・<u>(64)</u> [略]</p> <p><u>(65)</u> エムエル・パワー株式会社（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） 同</p> <p><u>(66)</u>～<u>(71)</u> [略]</p> <p><u>(72)</u> 株式会社カーリット（群馬県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） 群馬県知事</p> <p><u>(73)</u>～<u>(115)</u> [略]</p> <p><u>(116)</u> 合同会社ユーラス上勝神山風力（電気事業に係るものに限る。） 同</p> <p><u>(117)</u>～<u>(144)</u> [略]</p> <p>[4・5 略]</p> <p>6 次に掲げる者が所有する天然ガスの採取及び輸送の用に供する償却資産</p> <p style="text-align: center;">価格等並びに</p>	<p>一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1・2 同左]</p> <p>3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産</p> <p style="text-align: center;">所 有 者</p> <p>[(1)～(15) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(16)</u>～<u>(38)</u> [同左]</p> <p><u>(39)</u> ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（JRE能代三種太陽光発電所に係るものに限る。） 同</p> <p><u>(40)</u>～<u>(56)</u> [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(57)</u> 東京発電株式会社（里川発電所、石岡第一発電所及び横川発電所に係るものに限る。） 茨城県知事</p> <p><u>(58)</u>・<u>(59)</u> [同左]</p> <p><u>(60)</u> ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 同</p> <p><u>(61)</u>・<u>(62)</u> [同左]</p> <p><u>(63)</u> ソーラーリスト合同会社（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） 同</p> <p><u>(64)</u>～<u>(69)</u> [同左]</p> <p><u>(70)</u> 日本カーリット株式会社（群馬県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。） 群馬県知事</p> <p><u>(71)</u>～<u>(113)</u> [同左]</p> <p><u>(114)</u> 株式会社ユーラス上勝神山風力（電気事業に係るものに限る。） 同</p> <p><u>(115)</u>～<u>(142)</u> [同左]</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>6 次に掲げる者が所有する天然ガスの採取及び輸送の用に供する償却資産</p> <p style="text-align: center;">価格等並びに</p>

所 有 者	配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所 有 者	配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(1)～(13) 略]		[(1)～(13) 同左]	
(14) <u>ENEOS Xplora</u> 株式会社 (中条油業所に係るものに限る。)	新潟県知事	(14) <u>JX石油開発</u> 株式会社 (中条油業所に係るものに限る。)	新潟県知事
[(15)～(20) 略]		[(15)～(20) 同左]	
[7～10 略]		[7～10 同左]	
1 1 次に掲げる者が所有する償却資産		1 1 次に掲げる者が所有する償却資産	
所 有 者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所 有 者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[(1)～(9) 略]		[(1)～(9) 同左]	
(10) <u>株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ及び日本放送協会 (岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。)</u>	同	[新設]	
(11)～(65) [略]		(10)～(64) [同左]	
(66) <u>スターキャット</u> 株式会社 (愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)	同	(65) <u>スターキャット・ケーブルネットワーク</u> 株式会社 (愛知県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。)	同
(67)～(115) [略]		(66)～(114) [同左]	
二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産		二 総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	
[1・2 略]		[1・2 同左]	
3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産		3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産	
所 有 者		所 有 者	
[(1)～(29) 略]		[(1)～(29) 同左]	
(30) <u>合同会社ユーラス天明太陽光</u> (太陽光発電設備に係るものに限る。)		(30) <u>株式会社ユーラス天明太陽光</u> (太陽光発電設備に係るものに限る。)	
[(31)～(34) 略]		[(31)～(34) 同左]	
4 次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産		4 次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産	
所 有 者		所 有 者	
[(1)～(3) 略]		[(1)～(3) 同左]	
(4) <u>株式会社西武リアルティソリューションズ</u> (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)		(4) <u>株式会社西部リアルティソリューションズ</u> (二以上の道府県にわたって所在するものに限る。)	
[(5)・(6) 略]		[(5)・(6) 同左]	

5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産
所 有 者

[(1)～(12) 略]
(13) 株式会社エネコム
[(14)～(19) 略]
[6～8 略]

5 次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産
所 有 者

[(1)～(12) 同左]
(13) 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
[(14)～(19) 略]
[6～8 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。